

農商工労働常任委員会及び
予算特別委員会農商工労働分科会
議事次第

令和 8 年 10 月 5 日 (月)
午 後 1 時 3 0 分 ~
於 : 第 7 委 員 会 室

1 開 会

2 報告事項

3 審査依頼議案 (質疑終結まで)

4 閉 会

令和 8 年 9 月府議会定例会 農商工労働常任委員会 報 告 事 項

(商工労働観光部)

- 京都府カスタマー・ハラスメントの防止等に関する条例（仮称）の制定について
- 京都府中小企業融資制度に係る事業の再生のための措置に関する条例（仮称）の制定について
- 京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例の一部改正について
- 京都府中小企業応援条例の一部改正について
- 京都府観光総合戦略の改定について
- 府民利用施設のあり方検証結果報告について
- 商工労働観光部所管施設における指定管理者等の選定について

(農林水産部)

- 京都府農林水産ビジョンの改定について
- 第 14 次鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画の策定について
- 府民利用施設のあり方検証結果報告について
- 農林水産部所管施設における指定管理者等の選定について

令和 8 年 9 月府議会定例会
農 商 工 労 働 常 任 委 員 会
報 告 事 項

商 工 労 働 観 光 部

報 告 事 項 目 次

- 1 京都府カスタマー・ハラスメントの防止等に関する条例（仮称）の制定について
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料 1
- 2 京都府中小企業融資制度に係る事業の再生のための措置に関する条例（仮称）の制定
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料 2
- 3 京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する
条例の一部改正について・・・・・・・・・・資料 3
- 4 京都府中小企業応援条例の一部改正について・・・・・・・・・・資料 4
- 5 京都府観光総合戦略の改定について・・・・・・・・・・資料 5
- 6 府民利用施設のあり方検証結果報告について・・・・・・・・・・資料 6
- 7 商工労働観光部所管施設における指定管理者等の選定について・・・・・・・・・・資料 7

別冊資料「京都府カスタマー・ハラスメントの防止等に関する条例（仮称）の骨子
案」

京都府カスタマー・ハラスメントの防止等に関する条例（仮称）の制定について

令和 8 年 9 月
商工労働観光部

近年社会問題となっているカスタマー・ハラスメントは、労働者の尊厳を害し、働く意欲を失わせるものであり、これを防止するとともに、生じた場合には適切に対応する必要がある。令和 8 年 10 月 1 日に施行される労働施策総合推進法が対象としていないフリーランスや個人事業主、インターンシップ参加者などを含めたあらゆる働く人々を守り「誰もが働きやすい職場づくり」を進めるため、条例を制定する。

1 条例に規定する主な内容

(1) カスタマー・ハラスメントから保護する対象

- ・全ての働く人

(2) カスタマー・ハラスメントの定義

- ・顧客等からの行き過ぎた言動により、①働く人々が精神的・身体的な苦痛を与えられること、②人格・尊厳を害されること、又は③働く環境が害されること。

(3) カスタマー・ハラスメントの禁止

- ・全ての人に対し、カスタマー・ハラスメントを生じさせるような言動を禁止する。

(4) 各主体の責務・役割

主 体	責務・役割
京都府	・カスタマー・ハラスメントを防止するための施策を総合的に策定し、実施する。
顧客等	・働く人々に対する言動に必要な注意を払うよう努める。 ・府などが実施するカスタマー・ハラスメントを防止するための施策に協力するよう努める。
事業者	・法の保護対象となっていない働く人々に対しても相談対応に応じるなど、カスタマー・ハラスメントを防止するための適切な措置を講じるよう努める。 ・府などが実施するカスタマー・ハラスメントを防止するための施策に協力するよう努める。
労働者等	・事業者が実施するカスタマー・ハラスメントを防止するための措置に協力するよう努める。 ・取引の相手方と接する際には、自らの言動に必要な注意を払うよう努める。
事業者団体	・構成員である事業者へ助言、協力その他の援助を行うよう努める。 ・府などが実施するカスタマー・ハラスメントを防止する施策に協力するよう努める。

(5) 京都府の施策

- ・事業者によるカスタマー・ハラスメントを防止するための取組を支援するため、情報の収集・提供、助言を行う。
- ・カスタマー・ハラスメントを防止する施策を推進するための体制を整備する。
- ・事業者団体、大学、国、市町村などと連携し、カスタマー・ハラスメントを防止するための広報・啓発、教育を行う。

2 今後のスケジュール（予定）

令和 8 年 9 月 骨子案報告
 令和 8 年 10 月 パブリックコメント実施
 令和 8 年 12 月 議案提出
 令和 9 年 4 月 施行

京都府中小企業融資制度に係る事業の再生のための 措置に関する条例（仮称）の制定について

令和 8 年 9 月
商工労働観光部

1. 制定の趣旨

中小企業者等を取り巻く環境は、物価高騰や金利上昇など、依然として厳しい状況にあり、倒産・廃業件数が高止まりしている中、法律に基づき設置された公的機関の支援により事業再生が見込まれる場合、必要に応じ、金融機関や信用保証協会（以下「保証協会」という。）が債務の減免を行い、迅速に事業再生手続を進めていくことが求められている。

府制度融資を利用する中小企業者等に対して、保証協会が代位弁済を行った場合、保証協会は求償権を取得し、府は保証協会との損失補償契約に基づき、求償権により回収した金銭の一部を受け取る権利を有するが、保証協会が事業再生のために債務を減免する場合には、京都府も当該権利を放棄する必要がある。

このため、金融機関や保証協会と協調して中小企業等の円滑な事業再生を図るため、保証協会からの承認申出に対し、知事が権利放棄を承認できる基準や議会報告等をあらかじめ定める「京都府中小企業融資制度に係る事業の再生のための措置に関する条例（仮称）」を制定する。

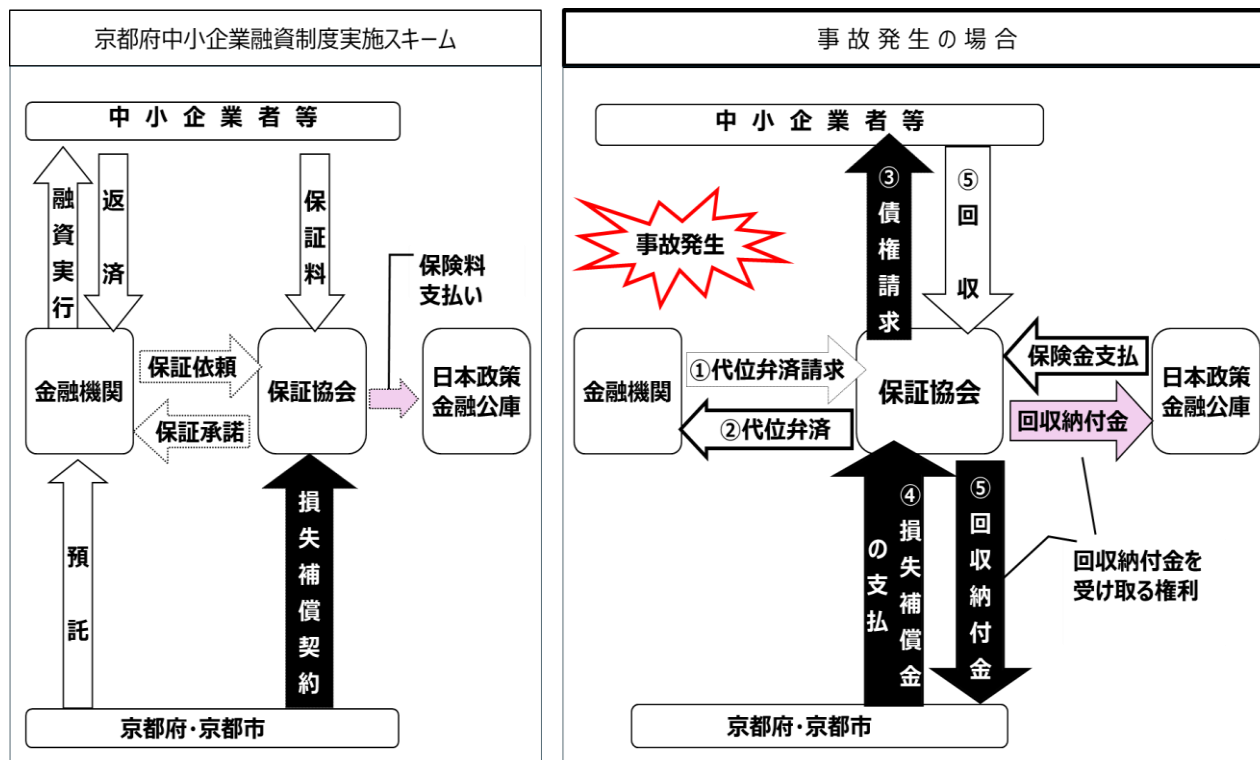
2. 条例の主な内容

- 知事が債権の放棄を承認できる事業再生計画等は、法律に基づき設置された公的機関の支援により策定された計画や、国が推奨するガイドラインに基づき策定された計画に限定すること。
- 知事が放棄を承認した場合、議会に報告を行うこと。

3. スケジュール

- R8. 9 月 : 「条例概要案」 報告
- R8. 12 月 : 「条例骨子案」 報告
- R9 . 2 月 : 「条例案」 提案

参考



【用語解説】

事故発生	金融機関が中小企業者等へ実行した信用保証付き融資が、業績悪化等の理由により債務不履行となった状態。
①代位弁済請求	信用保証協会は、金融機関に対し、債務不履行額の80%（金融機関の責任共有制度対象外の場合は100%）を中小企業等に代わって弁済（代位弁済）する。
②代位弁済	
③求償権（債権請求）	信用保証協会は代位弁済を行ったことにより、中小企業等に対する債権を有するため、債権回収に努める。
④損失補償	京都府は信用保証協会が代位弁済をした後に回収した金額の元金相当額及び日本政策金融公庫から支払いを受けた保険金額を控除した額に対して、損失補償契約に基づく料率を乗じた額を補償する。
⑤回収納付金	信用保証協会は中小企業者等から償還金等を回収した場合は、損失補償契約に基づく料率を乗じた額を返還する。 ⇒京都府は信用保証協会に対して損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利を有している。

「京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための 企業等の立地促進に関する条例」の一部改正について

令和 8 年 9 月
商工労働観光部

1 条例の趣旨・経過

- ・ これまでに、府内での立地を通じた雇用の創出や地域経済の活性化のため、本条例に基づき、補助金、税の軽減、融資の三位一体の支援を実施。
- ・ 本条例は5年間の時限条例となっており、平成14年度の創設以来、その時々の雇用や経済の情勢を踏まえ必要な見直しを行った上で、期限の延長を行ってきた。

2 改正の方向性

現行の条例は、令和9年3月31日で失効するため、必要な見直しを行った上で、5年間の期限延長を行う。

3 見直しに係る検討方法

学識経験者や産業団体等で構成する検討会議を設置し、検討を行う。

4 今後のスケジュール（予定）

令和8年	9月	検討会議開催
		9月議会で改正予定について報告
	11月	検討会議開催
	12月	12月議会で骨子案について報告
		パブリックコメント実施
令和9年	1月	検討会議開催
	2月	2月議会で条例改正案を上程

「京都府中小企業応援条例」の一部改正について

令和 8 年 9 月
商工労働観光部

1 条例の趣旨・経過

- ・ 中小企業の振興を図るため、本条例に基づき、中小企業の置かれた状況に応じた支援を、経営の安定から成長発展まで一貫して実施。
- ・ 本条例の一部（研究開発等事業計画の認定及び支援等）が 5 年間の時限規定となっており、平成 19 年度の創設以来、その時々々の社会・経済の情勢を踏まえ必要な見直しを行った上で、期限を延長。

2 改正の方向性

現行条例の一部は、令和 9 年 3 月 31 日で失効するため、必要な見直しを行った上で、5 年間の期限延長を行う。

3 見直しに係る検討方法

学識経験者や中小企業、産業団体等で構成する検討会議を設置し、検討を行う。

4 今後のスケジュール（予定）

令和 8 年	10 月	検討委員会開催
	12 月	12 月議会で骨子案を報告 パブリックコメント実施
令和 9 年	1 月	検討委員会開催
	2 月	2 月議会に条例改正案を上程

京都府観光総合戦略の改定について

令和 8 年 9 月
商工労働観光部

「京都府観光総合戦略」については、現行の計画期間(令和 5 年 7 月～令和 8 年頃)の満了を迎えることから、今年度に改定を予定していますので、御報告します。

1 改定の方向性

国の新たな観光立国推進基本計画の決定(令和 8 年 3 月)、大阪・関西万博後の広域周遊観光の促進など、観光を取り巻く環境の変化とともに、京都府総合計画の改定の議論を踏まえ、府民の皆様や京都に関わる誰もが「わくわくする京都」を実現する観点から検討を進めます。

2 改定の検討体制

外部有識者等から構成される観光戦略会議において、協議・意見聴取し、議会に報告後、策定

3 今後のスケジュール(予定)

令和 8 年 9 月	概要報告
令和 8 年 12 月	中間案を報告 パブリックコメント実施
令和 9 年 2 月	最終案を報告

府民利用施設のあり方検証結果報告について

令和 8 年 9 月
総 務 部
商工労働観光部

府民利用施設のあり方について、外部有識者からなる「府民サービス等改革検討委員会」において意見を聴取するとともに、下記のとおり検証結果をとりまとめましたので、御報告いたします。

記

1 趣 旨

社会経済情勢が変化する中、これまで以上に府民満足を高め、多様で質の高い、利用者により魅力あるサービスを提供していくために、府民利用施設のあり方について今日的な検証を行うもの

2 対象施設

令和 8 年度に指定管理者等の選定替えを行う施設 17 施設

3 検証結果の概要

区分	施設数	施設名
見直し	-	該当なし
要改善	5	総合社会福社会館、けいはんなホール、丹後王国「食のみやこ」、丹波自然運動公園、府民スポーツ広場
継続	12	陶板名画の庭、京都文化博物館、ぶらり嵐山、京都府民総合交流プラザ、京都経済センター、京都府総合見本市会館、府民の森ひよし、伏見港公園、関西文化学術研究都市記念公園、木津川運動公園、洛西浄化センター公園、るり溪少年自然の家

⇒ 各施設の検証結果は、1～7 頁のとおり

<参考> 府民サービス等改革検討委員会 委員名簿

氏 名	職 業 等
石原 俊彦	関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科 教授 ※委員長
泉 真吾	(株)京都銀行 法人総合コンサルティング部 地域創生推進室 室長
辻本 尚子	(株)みやこ不動産鑑定所 代表取締役
鳥居 聡	(株)スターナビゲーション・アソシエイツ 代表取締役
山本 晶子	武庫川女子大学 基盤教育センター 教授

(五十音順、敬称略)

府民利用施設のあり方検証結果報告について

1 改善が必要な施設（1施設）

●けいはんなホール

前回検証結果	要改善 ・老朽化による施設改修も見据え、設置目的や必需性、今後の費用負担も含めて検証し、関西文化学術研究都市エリアの戦略も踏まえた中長期的な施設のあり方を検討すること。
対応・改善策実施状況、取組の成果	・コロナ禍前の利用者数は平成30年143,173人、令和元年123,751人であり、直近は令和6年度122,242人、令和7年度146,749人と、コロナ禍前を上回る水準に達している。 ・指定管理者の経営努力に加え、けいはんなホールの利用促進を図るための組織「けいはんな学研都市活性化促進協議会」が年間15件程度の文化芸能関係イベントを継続して開催していることや、コンベンション誘致のため本都市独自の協議会を組織し継続的に誘致活動を実施してきていることなどの効果が現れている。 ・令和7年4月～10月には産学公住が連携して「けいはんな万博2025」を開催。ロボット・アバター・ICT、ウェルビーイング、スタートアップ、サイエンス＆アートの4つのテーマで70を超えるイベントを開催し参加者は20万人を超えた。けいはんなホールでは1,000名以上を集めた開会式や閉会式、千玄室大宗匠の講演会やノーベル賞受賞者2名による講演会などが開催され、メイン会場として大きな賑わいを見せた。 ・令和8年度は万博のレガシーを引き継ぐ形で様々な事業を開催予定であり、けいはんなホールの大型集客イベントとしては「京都スマートシティエキスポ2026」や「R&Dフェア」などの開催を予定している。
なお残る課題・問題点	◆築33年が経過しており、建物・設備の老朽化が進行し、多額の修繕費用が必要 ◆長期間赤字が続いている
府民サービス等改革検討委員会による改善意見等	☐日本国内の研究支援団体との関係強化を通じて利用度の向上を目指せないか。 ☐国内のみならず、世界をターゲットに営業活動を展開できないか。 ☐赤字が常態化していることや老朽化に伴う支出の拡大については、関西文化学術研究都市エリアにおける全体構想の中で検討していくべき課題と思料。

京都府の検証結果及び対応方向	要 改 善 <改善方策> ◎利用率向上に向けて、海外含め、関係団体との連携強化や営業活動を促進すること。 <今後の対応> ○コンベンション誘致の継続や多様な交流の場としての利用促進を図るとともに、「第5期ステージプラン」の実現に向け、関係機関とのネットワーク構築や交流・情報発信の中核拠点として活用を強化する。 ○施設の老朽化が進み、改修を要する箇所が増加している中、物価上昇の影響も加わり、多額の費用が必要となるため、建物の大規模改修や設備機器の更新に向けた対応策を、計画的かつ段階的に進める。
----------------	---

2 当面継続が妥当な施設（3施設）

●京都府民総合交流プラザ

前回検証結果	継続 ・施設の新たな利活用の取組や広報戦略の検討により、より幅広く効果的な利活用を図ること。 ・老朽化による施設改修も見据え、公的な負担の軽減の観点から、中長期的な戦略を検討すること。
対応・改善策実施状況、取組の成果	・若年層を含む従来の利用者層とは異なる府民の来館機会の創出を目的として、令和5年度から「LaLaマルシェ」をテルサホールにおいて年2回開催している。毎回1,000名以上の来場があるなど、新たな来館者層の獲得につながっている。 ・WEBを活用した新規顧客の獲得として、従来から実施しているSEO対策に加え、令和4年度から会議室予約ポータルサイト「会議室.com」へ広告を掲載し、年間約600件のホームページ流入を確保している。 ・令和2年度に策定した中長期修繕更新計画及び日常管理における設備の劣化状況を踏まえ、優先順位を整理したうえで、対応している。 ・突発的に発生した設備不具合についても、調整を図りながら対応しており、令和5年度には主要設備である空調設備の空冷ヒートポンプチャラーの更新を実施した。
なお残る課題・問題点	◆築30年が経過しており、建物・設備の老朽化が進行し、多額の修繕費用が必要
府民サービス等改革検討委員会による改善意見等	☐ 大規模修繕に必要な財源を確保するために、利用料金設定を中長期的に検討する必要がある。 ☐ 府民の交流の促進、研修や文化、スポーツ等の事業実施の場としての機能を果たしており利用価値も高い。 ☐ 老朽化に伴う施設改修を計画的に実施する必要がある。
京都府の検証結果及び対応方向	継続 ＜改善方策＞ ◎より一層利用価値を高めながら、老朽化による施設修繕も見据え、財源確保や計画修繕等の中長期的な戦略を検討すること。 ＜今後の対応＞ ○若年層向けイベントの誘致やWEBによる効果的な広報等により利用促進を図り、施設の利用価値向上と収入確保に努める。また、築30年を経過していることから、劣化状況調査を踏まえた計画的な修繕・更新を実施し、施設の長寿命化と財政負担の軽減を図る。あわせて、財源確保や計画修繕を含めた中長期的な施設運営戦略について検討していく。

●京都経済センター

前回検証結果	要 改 善 ・府の各種施策や関係団体を中心とした連携の強化による施設の活用を更に進めること。 ・利用者の属性や利用区分等による会議室の取扱いの妥当性について、より効果的な利活用に向けた検証を行うこと。
対応・改善策実施状況、取組の成果	・コロナが5類に移行したこともあり、関係機関に働きかけ、オフィスのスタートアップ関連イベント等の開催を促進したほか、令和5年度にはホームページの全面改訂を行い、スマートフォンの活用も含めた閲覧者の利用性向上を図った結果、会議室の利用件数は前回調査の令和4年度と比較して、令和7年度実績は31%増となった。 【会議室の利用実績】 令和7年度（R8.3.31時点） 利用件数：10,462件、利用率：48.8% 令和4年度（R5.3.31時点） 利用件数：7,975件、利用率：37.2% ・「K0IN」の利活用を引き続き促進するとともに、有料会議室の利用料金については、周辺不動産とのバランスに配慮して設定。（令和7年11月時点、周辺不動産会議室料金と比較した結果、周辺不動産会議室料金の平均と京都経済センター会議室料金に大差はなかったため、価格変更は実施なし。） 【K0INの利用実績】 令和7年度（R8.3.31時点） 登録者数：8,406人、利用者数：15,755人、イベント数：233件 令和4年度（R5.3.31時点） 登録者数：5,043人、利用者数：11,973人、イベント数：227件
なお残る課題・問題点	◆京都経済センターは複数の団体が区分所有しており、一体的に機能を発揮していくためには、区分所有者間の円滑な調整が必要
府民サービス等改革検討委員会による改善意見等	□K0INにおける共創が具体化されるような事業展開に期待。 □事業目的及び施設の立地環境からも様々な発信が期待される施設であり、不動産管理業務のみならず施設が生み出す価値の最大化に期待。 □中小企業支援機能の集積による拠点施設として、産学公連携のネットワーク創出の場としての機能を果たしている。

京都府の検証結果及び対応方向	継 続 ＜改善方策＞ ◎更なる利用率向上に努めるとともに、設置目的に沿った新たな事業の展開など、施設の価値を高める取組を促進すること。 ＜今後の対応＞ ○デジタルサイネージの活用により、会議室利用の案内機能を拡充させ、入居団体及び利用者の交流機会を創出することで、入居団体に加え、関係機関等による施設の利活用を促進していく。 ○利用者ニーズへの対応として、貸し会議室利用者に対してアンケートを引き続き実施し、社会情勢の変化を踏まえた設備改善や更なるサービス向上につなげていく。
----------------	--

●京都府総合見本市会館

前回検証結果	継 続 ・施設の特徴を生かした営業戦略により、更なる効果的な利活用を図ること。 ・老朽化による施設改修も見据え、公的な負担の軽減の観点から、中長期的な戦略を検討すること。
対応・改善策実施状況、取組の成果	・リピーターの利用が大半を占める状況にあって、常に利用者の満足度を確認するための調査（アンケート）を実施するとともに、新規や拡大利用を図る新規催事誘致等奨励事業制度の会場使用の誘導方策などにより、会館の一層効果的な利活用や会場使用料収入の増に繋げている。（令和7年新規利用11件・拡大利用15件） ・会館の運営は、行政等からの負担は無く、独立採算を堅持。会場使用料は、開館以来変更せず、同様の施設との比較では、最も安価な料金。光熱費も利用者からの負担金を値上げせず、事実上財団が一部を負担することで、更に安価な料金を提供し、京都の産業等の振興に寄与している。 ・築38年を超える公共施設で、経年劣化等大規模修繕は設置者、使用することによる破損や故障等の小修繕は施設管理者などを基本に、設置者と管理者で協議・調整を行いながら、計画的な施設整備に取り組んでいる。
なお残る課題・問題点	◆会館の運営は、府民財産の有効活用を図る観点に立ち、広大な展示会場の価値を生かした機能の発揮が重要。また、景気動向、自然災害や感染症の流行など社会経済情勢と相関の関係で推移していることから、社会の動向を注視した運営が重要。加えて、改正公益法人法（令和7年4月施行）に示された、有事に備えた強固な財政基盤保有の法人経営が必要。
府民サービス等改革検討委員会による改善意見等	□独立採算による適切な運営が進められている。 □産業情報及び技術の交流を図り、京都府経済の振興に寄与する場としての機能を果たしている。 □景気や社会情勢の影響を受けやすい施設のため、時代に合った経営戦略が求められる。 □施設の老朽化に伴う長寿命化対策も計画的に実施していく必要がある。

京都府の検証結果及び対応方向	継 続 <改善方策> ◎京都府民の財産である施設の有効活用に努め、独立採算による経営を維持・継続するとともに、計画的な修繕など、長寿命化対策の中長期的な戦略を検討すること。
	<今後の対応> ○府民の財産である施設の有効活用を図るという観点に立ち、社会経済動向を注視した管理者による安定的、効率・効果的な事業運営を維持・継続するとともに、設置者による施設の長寿命化に向けた戦略的な改修計画を検討する。

商工労働観光部所管施設における指定管理者等の選定について

令和 8 年 9 月
商工労働観光部

■公募する施設

施設名	指定(貸付)期間
1 行政財産 けいはんなプラザ (けいはんなホール)	令和 9 年 4 月 1 日から 令和14年 3 月31日まで (5 年間)
2 普通財産 京都経済センター	令和 9 年 4 月 1 日から 令和14年 3 月31日まで (5 年間)
3 普通財産 京都府民総合交流プラザ	令和 9 年 4 月 1 日から 令和14年 3 月31日まで (5 年間)

○ 募集期間

令和 8 年 10 月 6 日 (火) から 11 月 17 日 (火) まで

○ 選定及び指定の方法

提出された応募書類をもとに指定管理者等選定審査会で審査を行い、指定管理者等の候補者を知事が選定し、府議会の議決を経て指定する。

■公募しない施設

施設名	管理団体	貸付期間
1 普通財産 京都府総合見本市会館	(一財) 京都府 総合見本市会館	令和 9 年 4 月 1 日から 令和 14 年 3 月 31 日まで (5 年間)
2 普通財産 けいはんなプラザ (ラボ棟・ スーパーラボ棟)	(株) けいはんな	令和 9 年 4 月 1 日から 令和 14 年 3 月 31 日まで (5 年間)

京都府カスタマー・ハラスメントの防止等に関する条例（仮称）の骨子案

1 制定の趣旨

- カスタマー・ハラスメントは働く人々の人格や尊厳を傷つけるとともに、仕事に対する意欲を失わせる行為であり、近年、社会問題となっています。
- 雇用関係のある労働者を対象としたカスタマー・ハラスメントを防止するため、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（以下「法」という。）が改正され、本年10月1日に施行されます。
- 今後も京都が発展していくためには、法が保護対象とする雇用関係のある労働者を含む、全ての働く人々のカスタマー・ハラスメントを防止し、安心して働くことのできる環境をつくらなければならないと考えています。
- 一方、顧客等からの正当な要求は、事業者のよりよい活動につながることもあり、条例の制定がこのような正当な要求の妨げになることは避けなければなりません。
- また、働く人々が、業務の中で取引の相手方などにカスタマー・ハラスメントを行い得る立場になることもあり、誰もがカスタマー・ハラスメントを行う側にも受ける側にもなるという点も踏まえながら、新たな条例を制定するものです。

2 主な内容

＜カスタマー・ハラスメントから保護する対象＞

- 民間企業や行政機関で働く人々のほか、法が保護対象としていない企業の経営者、個人事業主、フリーランス、ボランティアスタッフ、インターンシップ参加者など、あらゆる働く人々を対象とします。

＜カスタマー・ハラスメントの定義＞

- 顧客等からの行き過ぎた言動により、①働く人々が精神的・身体的な苦痛を与えられること、②人格・尊厳を害されること、又は③働く環境が害されることと定義します。

＜基本理念＞

- 次に掲げる事項を条例の制定に当たっての基本的な理念とします。
 - ・ カスタマー・ハラスメントを防止し、また、発生した場合に適切に対応することは、働く人々の心身の健康や尊厳、働く環境を守るとともに、持続可能な社会の実現のために欠かせないものであること。
 - ・ 働く人々と顧客等が互いに人格と尊厳を尊重し合いながら、また、顧客等からの正当な要求が妨げられないよう配慮しながらカスタマー・ハラスメントは防止されなければならないこと。

- ・カスタマー・ハラスメントを防止するための措置は、府や国、市町村などが連携して行い、あらゆる働く人々が受けられるようにしなければならないこと。

<カスタマー・ハラスメントの禁止>

- 全ての人に対し、カスタマー・ハラスメントを生じさせるような言動を禁止することとします。

<各主体の責務・役割>

- 各主体の責務・役割は次のとおりです。

主 体	責務・役割
京都府	・カスタマー・ハラスメントを防止するための施策を総合的に策定し、実施する。
顧客等	・働く人々に対する言動に必要な注意を払うよう努める。 ・府などが実施するカスタマー・ハラスメントを防止するための施策に協力するよう努める。
事業者	・法の保護対象となっていない働く人々に対しても相談対応に応じるなど、カスタマー・ハラスメントを防止するための適切な措置を講じるよう努める。 ・府などが実施するカスタマー・ハラスメントを防止するための施策に協力するよう努める。
労働者等	・事業者が実施するカスタマー・ハラスメントを防止するための措置に協力するよう努める。 ・取引の相手方と接する際には、自らの言動に必要な注意を払うよう努める。
事業者団体	・構成員である事業者へ助言、協力その他の援助を行うよう努める。 ・府などが実施するカスタマー・ハラスメントを防止する施策に協力するよう努める。

<京都府の施策>

- 京都府では、カスタマー・ハラスメントを防止するため、次の施策を推進します。
 - ・事業者によるカスタマー・ハラスメントを防止するための取組を支援するための情報の収集・提供、助言
 - ・カスタマー・ハラスメントを防止する施策を推進するための体制の整備
 - ・事業者団体、大学、国、市町村などと連携した、カスタマー・ハラスメントを防止するための広報・啓発、教育

令和 8 年 9 月府議会定例会

農商工労働常任委員会

報 告 事 項

農 林 水 産 部

報 告 事 項 目 次

- 1 京都府農林水産ビジョンの改定について・・・・・・・・・・ 資料 1
- 2 第 14 次鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画の策定について・・・・・・・・・・ 資料 2
- 3 府民利用施設のあり方検証結果報告について・・・・・・・・ 資料 3
- 4 農林水産部所管施設における指定管理者等の選定について・・・・ 資料 4

京都府農林水産ビジョンの改定について

令和 8 年 10 月
農 林 水 産 部

府政の基本方針である「京都府総合計画」の改定を踏まえ、今後の農林水産施策の計画的な推進を図るため、下記のとおり、「京都府農林水産ビジョン」を改定することとし、準備を進めておりますので御報告します。

記

1 改定の考え方

(1) 趣旨

- ・ 現行ビジョンの進捗を総括するとともに、社会情勢の変化及び「京都府総合計画」の改定、外部有識者による検討委員会の議論を踏まえ、新たに取り組むべき施策の方向性を追加、見直し
- ・ 現行ビジョン策定後における、高温・渇水などの気候変動や国際情勢の不安定化による影響等を踏まえた対策を追加

(2) 計画期間等

	計画期間	目標年度
現行（第 1 期）	令和元～10 年度【10 年間】	令和 8 年度(※)
<u>改定（第 2 期）</u>	<u>令和 9 ～12 年度【4 年間】</u>	<u>令和 12 年度</u>

※現行計画は令和元年度策定、目標年度を令和 5 年度に設定していたが、京都府総合計画の改定に合わせ、前倒しで令和 4 年度に目標年度を令和 8 年度とする見直しを実施

2 改定の方向性

- 令和 22 年までに実現したい 3 つの姿を目指し、「わくわくする京都」の実現に向けて、今後 4 年間で実施すべき施策の方向性を示す。

①農林水産業・食品産業の成長産業化について（ビジネス）

人口減少・少子高齢化による担い手不足に加え、高温・渇水が常態化するなどの気候変動による影響が顕在化する中、農林水産業・食品産業の成長産業化を実現する

②地域コミュニティ・地域産業の維持・活性化について（コミュニティ）

人口減少・少子高齢化により地域コミュニティの存続が危ぶまれる中、各地域の地形や気候、生産品目、生産体制を踏まえて、持続的な地域産業の活性化を実現する

③府民の安心・安全の確保について（セキュリティ）

気候変動による災害の激甚化、食料の安定供給や食の安全性確保に対する府民の関心の高まり、脱炭素・環境負荷低減への社会的要請の高まりなどの社会情勢を踏まえて、府民の安心・安全を実現する

3 検討体制

- 京都府農林水産ビジョン検討委員会において、農林水産業の分野ごとにおける学識経験者や実践者等により、現行ビジョンの進捗状況の確認・検証を行うとともに、次期ビジョンについての意見を聴取

4 今後のスケジュール

令和8年12月	府議会農商工労働常任委員会	中間案報告
令和9年2月	府議会農商工労働常任委員会	最終案報告
令和9年3月	ビジョン策定	

第 14 次鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画 の策定について

令和 8 年 10 月
農 林 水 産 部

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく、鳥獣保護管理事業計画（以下、事業計画という。）及び第二種特定鳥獣管理計画（以下、特定計画という。）について、次のとおり検討を進めておりますので、御報告します。

記

1 第 14 次鳥獣保護管理事業計画

国が策定する基本指針に即して、生息数及び農林業被害や人身被害を減少させるため本府の基本的な事項を定めた計画

計画期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 5 カ年計画

(1) 定めるべき事項

- ① 計画期間
- ② 鳥獣保護区、休猟区に関する事項
- ③ 鳥獣の人工増殖、放鳥獣に関する事項
- ④ 捕獲許可に関する事項
- ⑤ 特定猟具使用禁止、使用制限に関する事項
- ⑥ 第一種特定鳥獣保護計画、第二種特定鳥獣管理計画に関する事項
- ⑦ 鳥獣の生息状況調査に関する事項
- ⑧ 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

(2) 国が策定する基本指針について

基本指針の策定（令和 8 年 9 月ごろ）に向け、国において今後の鳥獣の保護及び管理において講ずべき措置として検討されている事項

ア 鳥獣の管理の強化

- ・ 危険鳥獣の管理に関する事項（新規追加）として、危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入を防止するために必要な考え方、各獣種の現状を踏まえた半減目標に関する事項

イ 鳥獣の保護の推進

- ・ 鳥類における鉛汚染対策に関する事項
- ・ くくりわな、箱わな、トラバサミ等による錯誤捕獲の防止、猟法・猟具の基準等の適正化
- ・ 狩猟鳥獣の選定の考え方の見直し（特にノネコ等）

ウ 人材育成

- ・ ガバメントハンター等の中・長期的な鳥獣保護管理の担い手の確保のための仕組み

- ・ 認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用促進

エ その他感染症対策等

- ・ 野生鳥獣に由来する感染症対策としての、野生鳥獣の保護管理について、必要な考え方

2 第二種特定鳥獣管理計画

農林水産業被害及び人身被害等が深刻化しているニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンザルの4種類の特定鳥獣について、被害等の軽減を図るため科学的で計画的な捕獲・防除等の強化を図るための管理計画

計画の期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5カ年計画

(1) 定めるべき事項

- ① 管理を行う区域
- ② 管理の目標
- ③ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項
- ④ その他管理を図るための事業に必要な事項

(2) 現計画の獣種別の目標等

鳥獣名			ニホンジカ(狩猟鳥獣)	イノシシ(狩猟鳥獣)
管理の目標			農林業被害は、やや減少傾向にあるものの、生息数の大幅な減少には至っておらず、令和6年度における推定生息数は約67,000頭であり、更なる捕獲の強化により生息数と被害の削減を図る。	捕獲数は年間6,000頭前後で推移しているが、生息数は豚熱による影響から回復しつつあり、農作物被害は水稻を中心に増加している。 適正な防護柵の設置及び維持管理と加害個体の捕獲により被害の削減を図る。
方針	捕獲	狩猟の制限の緩和	11月15日から3月15日まで狩猟期間として設定 国が規制しているくくりわなの輪の直径に関する制限の解除(一部地域)	
		被害防止捕獲	市町村が実施する被害防止捕獲活動経費への補助と狩猟捕獲(シカ)の支援 広域有害捕獲事業、指定管理鳥獣捕獲等事業(シカ)による広域捕獲	
	防除	農作物被害防除	耐用年数が経過した防護柵の更新及び防護柵の維持管理への支援	

鳥獣名			ツキノワグマ(狩猟鳥獣)	ニホンザル(非狩猟鳥獣)
管理の目標			人身被害の未然防止及び人との軋轢を軽減するため、農林業被害の軽減を図りつつ、生息数や生息域の適正な状態の維持を図る。	府内の群れは41群(令和7年度)、推定生息数は約1,300頭であり、今後も群れの行動圏や加害レベルの把握を図る。
方針	捕獲	個体数管理	人身被害の防止を優先に、個体群の維持に必要な頭数や生息域の管理について、最新の調査結果や専門家の意見を踏まえ検討	必要に応じて、計画的な個体数調整又は加害性の高い個体の除去により、群れの加害レベルを低減
		狩猟	専門家の意見を踏まえ狩猟期間の延長を検討	
	防除	人身被害防止	人の生活圏をえさ場と認識させないよう、生ゴミや野菜くず、放任果樹を適正に管理し、侵入ルートとなる藪等の刈払いにより出没を抑制	
		農作物被害防除	電気柵等の防護設備の支援	電気柵と金網柵を組み合わせた複合防護柵の整備の支援

3 今後のスケジュール

令和8年12月 府議会農商工労働常任委員会 事業計画及び特定計画(中間案)の報告

令和9年1月 パブリックコメントの実施

令和9年2月 府議会農商工労働常任委員会 事業計画及び特定計画(最終案)の報告

令和9年3月 府環境審議会への答申

令和9年3月 事業計画及び特定計画の策定

府民利用施設のあり方検証結果報告について

令和8年10月
総務部
農林水産部

府民利用施設のあり方について、外部有識者からなる「府民サービス等改革検討委員会」において意見を聴取するとともに、下記のとおり検証結果をとりまとめましたので、御報告いたします。

記

1 趣 旨

社会経済情勢が変化する中、これまで以上に府民満足を高め、多様で質の高い、利用者により魅力あるサービスを提供していくために、府民利用施設のあり方について今日的な検証を行うもの

2 対象施設

令和8年度に指定管理者等の選定替えを行う施設 17 施設

3 検証結果の概要

区分	施設数	施設名
見直し	-	該当なし
要改善	5	総合社会福祉会館、けいはんなホール、 <u>丹後王国「食のみやこ」</u> 、丹波自然運動公園、府民スポーツ広場
継続	12	陶板名画の庭、京都文化博物館、ぶらり嵐山、京都府民総合交流プラザ、京都経済センター、京都府総合見本市会館、 <u>府民の森ひよし</u> 、伏見港公園、関西文化学術研究都市記念公園、木津川運動公園、洛西浄化センター公園、るり溪少年自然の家

※下線付は農林水産部所管施設

⇒ 各施設の検証結果は、6～9頁のとおり

<参考> 府民サービス等改革検討委員会 委員名簿

氏 名	職 業 等
石原 俊彦	関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科 教授 ※委員長
泉 真吾	(株)京都銀行 法人総合コンサルティング部 地域創生推進室 室長
辻本 尚子	(株)みやこ不動産鑑定所 代表取締役
鳥居 聡	(株)スターナビゲーション・アソシエイツ 代表取締役
山本 晶子	武庫川女子大学 基盤教育センター 教授

(五十音順、敬称略)

府民利用施設のあり方検証結果

1 改善が必要な施設（5施設）

●丹後王国「食のみやこ」

前回検証結果	継 続 ・引き続き、京都府北部エリアの地域経済へ寄与するのか検証しながら、将来を見据えた運営を行うこと。 ・利用者のニーズを分析し、利用者満足度を意識した施設の魅力づくりに取り組むこと。
対応・改善策実施状況、取組の成果	・地域活性化の拠点として、定期的に様々なイベントを開催した。イベントでは、園内テナントによる丹後産食材を活用したメニューの提供、地元出身のアーティストの起用等丹後地域の魅力を発信した。 ・ECサイトにて、丹後産のクラフトビール、ソーセージ及び米等を販売し、売上額は増加している。（販売額（税抜き）R3:58,270千円→R6:114,900千円） ・来園者アンケートを実施し、来園者の利用施設の割合や評価・要望等を把握している（R6:140件）。 ・ドッグラン事業については、利用者の居住地等を分析（R5:524件）し、地元利用の一定割合が確認できたことから、地元利用促進に向けた施策検討に活用している。 ・分析結果等を踏まえ、ドッグランの利便性向上のため「早朝ドッグラン」「夕焼けドッグラン」等の取組を行い、利用者ニーズに合致したサービス提供を進めた結果、R6の利用は2,019頭となり前年（1,478頭）を上回った。
なお残る課題・問題点	◆開業から年数が経過し、老朽化に伴う修繕・維持管理費の増加 ◆来園者数は近年20万人前後にとどまり、特定イベント時に利用が集中し、平常時の集客力は弱い。 ◆「食」を掲げながら目的地となる強い魅力や統一的なブランドが十分でなく、「食のみやこ」という施設名称と実態とのギャップが大きい。
府民サービス等改革検討委員会による改善意見等	□「食のみやこ」とネーミングされた施設であるが、事業の多角化により、設置目的とは乖離してしまっているのではないか。 □本施設を目的に来場するには少々魅力不足であり、民間の知恵やアイデアを積極的に導入する仕組みが必要。 □単に来場者を担保する施策を講ずるのではなく、特定のコンセプトに沿ったコンテンツを立案し、興味を持ってもらうことが重要。

京都府の検証 結果及び対応 方向	要 改 善 <改善方策> ◎魅力ある施設となるよう将来を見据えながら、今後の施設のあり方を検討すること。
	<今後の対応> ○魅力ある施設となるよう、外部有識者等の意見も踏まえながら、将来を見据えた施設のあり方について幅広く検討する。

2 当面継続が妥当な施設（12施設）

●府民の森ひよし

前回検証結果	継 続 ・施設の魅力の更なる向上や新たな利用者層へのアプローチにより、設置目的である森林への理解を深め、自然と触れ合う場を提供することに関し、より高いレベルでの達成を図ること。
対応・改善策実施状況、取組の成果	・来園者が安全に森林散策を楽しむことができるよう、森林整備や木柵修繕等の整備を実施した。 ・地元観光協会や大手アウトドアメーカー等と連携した多彩なイベントを開催し、施設の魅力向上と利用者数増に向けた取組を行った。 ・誰もが気軽に施設を利用できるようキャンプ用品のレンタルサービスや薪材などの販売に加え、キャンプビギナー層を対象とした手ぶらキャンププランの運営を開始した。 ・企業や学生、一般の親子を対象とした森林づくり体験や企業研修の場として活用した。 ・ネーミングライツパートナーと連携した施設PRやイベントの実施を行った。 ・施設の空き状況や催し情報をSNSを利用して、積極的に発信した。
なお残る課題・問題点	◆利用予約について電話のみの受付としている。 ◆来園者数の目標人数である60,000人/年を達成できていない。また、コロナ禍以降のキャンプ需要低下の影響を受け、利用者数が減少傾向にある。 ◆閑散期（12月～2月）における利用者確保のための工夫や取組が必要。 ◆企業・団体等による森林づくり活動や木材資源の活用など広大な森林の利活用に向けた取組が必要。 ◆施設の魅力向上や利用者確保のため、芝生広場の新たな利活用に向けた取組が必要。 ◆施設の認知度が低い。
府民サービス等改革検討委員会による改善意見等	□利用者数の増加策を検討することが必要。 □中長期的に見て、イベントが利用者増加に繋がっているか利用者分析が必要。 □「森の京都」の拠点としての活性化に期待。 □予約システムの早期の整備と広報の強化、類似施設との差別化による経営戦略等で更なる利用度の向上に期待。

京 都 府 の 検 証 結 果 及 び 対 応 方 向	継 続 ＜改善方策＞ ◎「森の京都」のランドマークとなるよう、利用者の増加を図るなど、より一層施設の充実を図ること。 ＜今後の対応＞ ○企業・団体による植樹活動等のフィールドとしての活用を検討するなど、森林・林業の情報発信拠点として施設の魅力向上を目指します。 ○ネット予約の導入やSNS等による情報発信の強化、アンケート調査による利用者分析等を実施し、利用者数の増加を目指します。
--	---

資料 4

農林水産部所管施設における指定管理者等の選定について

令和 8 年 10 月
農 林 水 産 部

■ 公募する施設

施設名	指定(貸付)期間	備 考
1 普通財産 丹後王国「食のみやこ」	令和 9 年 4 月 1 日 から 令和 14 年 3 月 31 日 まで (5 年間)	
2 行政財産 京都府立府民の森ひよし	令和 9 年 4 月 1 日 から 令和 14 年 3 月 31 日 まで (5 年間)	

- 募集期間
令和 8 年 10 月 6 日 (火) から令和 8 年 11 月 17 日 (火) まで
- 選定及び指定の方法
提出された応募書類をもとに指定管理者等選定審査会で審査を行い、指定管理者の候補者を知事が選定の上、府議会の議決を経て指定する。
- 今後のスケジュール
12 月定例会 選定結果の報告
2 月定例会 指定・貸付議案の提出

予 算 特 別 委 員 会 農 商 工 労 働 分 科 会
議 案 審 査 依 頼 表

議案番号	件 名
1	令和 8 年度京都府一般会計補正予算（第 2 号）中 繰越明許費

令和 8 年 9 月府議会定例会

説 明 資 料
(審査依頼議案)

予算特別委員会 農商工労働分科会

農 林 水 産 部

説 明 資 料（ 審 査 依 頼 議 案 ） 目 次

第 1 号議案	令和 8 年度京都府一般会計補正予算（第 2 号）中、所管事項・・・・・・・・・・ 1
---------	---

第 1 号議案 令和 8 年度京都府一般会計補正予算（第 2 号）

◇ 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額（千円）
6 農林水産業費	4 農 地 費	土 地 改 良 費	3 0, 0 0 0
		農 地 防 災 事 業 費	7 0, 0 0 0
	5 林 業 費	治 山 費	2 0 5, 0 0 0